

広場に関する利用規制等について

※関係条例等の規制に係る条文を抜粋・要約しています

- 北海道立自然公園条例
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- 北海道野幌森林公園記念施設地区管理規則

1 北海道立自然公園条例

- (1) 目的（第1条）
道内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、道民の保健、休養及び強化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。
- (2) 特別地域（第10条）
道立自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づき指定されている。
特別区域内においては、許可を受けなければ、工作物の新築等をすること、木竹を伐採すること等はしてはならない。
- (3) 集団施設地区（第24条）
道立自然公園の利用のための施設を集団的に整備するため、その区域内に集団施設地区を指定するもの。
- (4) 利用のための規制（第25条）
道立自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為はしてはならない。
ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること、著しい悪臭を発散させ、拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発し、休憩所等をほしいままに占拠し、その他自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

- (1) 目的（第1条）
(抜粋) 生物の多様性の確保（生態系の保護を含む）、生活環境の保全及び農林水産業の発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。
- (2) 鳥獣保護区（第28条）
鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣保護区として指定することができる。
名称：野幌鳥獣保護区〔森林鳥獣生息地〕
森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。
* 工作物の新築等の行為に対する規制は「特別保護地区」のみ

3 北海道野幌森林公園記念施設地区管理規則

- (1) 定義（第2条）
「記念施設地区」とは、道の行政財産である土地であって、北海道立自然公園条例の規定により指定された野幌森林公園の集団施設地区内に存するものをいう。
- (2) 利用者の心構え（第3条）
記念施設地区を利用するものは、この地区が野幌森林公園における重要な公共的利用地であることを理解し、かつ、公園道徳を重んじ、関係職員の指示に従って行動しなければならない。
- (3) 利用の規制（第4条）
記念施設地区内においては、何人も次に掲げる行為をしてはならない。
(抜粋) 立入禁止区域に入ること、示威又はけん騒にわたる行為をすること、指定の場所以外の場所でたき火、炊さん、喫煙をすること、指定の場所以外の場所へ車両を乗り入れ、駐車、指定の場所以外の場所へ犬を連れ込むこと、他人に対し著しく粗野な行為で迷惑をかけること、その他公共の保安、衛生、風紀を害する行為。